



2019年9月9日

各位

(株)日本商品清算機構

電力取引の証拠金設定に係る留意事項

■ SPAN パラメータ(適用 2019年9月17日～30日)

	プライス・スキャンレンジ	納会月割増額	商品内スプレッド割増額
東エリア・ベースロード	¥100,000	0	¥200,000
西エリア・ベースロード	¥90,000	0	¥180,000
東エリア・日中ロード	¥50,000	0	¥100,000
西エリア・日中ロード	¥50,000	0	¥100,000

上記では、商品内スプレッド割増額がプライス・スキャンレンジの2倍となっており、これは、同一商品で限月間(商品内)スプレッドポジション(例:西エリア BL10月限の買いと同12月限の売り)を保有した場合でも、売り/買いで2枚分の証拠金が必要であり、限月間(商品内)のリスク相殺による証拠金の減殺効果が見込めないということ。

■ 留意事項

① 商品内スプレッド割増額について

- 電力先物は、季節性が顕著であり、長期限月であるため、既存の上場商品と比較して限月間の価格変動の連動性が低い傾向が見られる。

9月17日より適用される値は、プライス・スキャンレンジの2倍となっており、商品内のリスク相殺による証拠金の減殺効果が見込めないが、取引開始から3ヶ月程度を目途に、TOCOM 電力先物の限月間の価格動向を踏まえ、限月間(商品内)リスク相殺の要否について決定する。

② 納会月割増額

- 他限月と比較して当月限の値動きが大きい場合等、当社が必要と認める場合、必要な割増額を別途設定する。

③ 商品間スプレッド割引額について

- 電力商品間(東と西、ベースロードと日中ロード)について、9月17日の取引開始当初からの設定は見送るが、取引開始から1か月程度を目途に、TOCOM 電力先物価格の動きを見て相殺の要否や割引率を決定する。
- 電力と原油については、取引開始後の価格動向を参照し、その間、TOCOM 価格に相応の相関が認められた場合には、取引開始から3ヶ月程度を目途に相殺の要否や割引率を決定する。